○中部地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

四	路線名	供用開始の期日	供用開始の区間	道路の区域	道路の種類	道路の延長	道路の幅員	道路の後変前別	道路の後変後別	図面縦覧場所
十二号	三重県南牟婁郡紀宝町成川字飯盛二五三番一から同町成川字渡県シノ上六番二まで	平成二十五年六月十四日	中部地方整備局道事務所管内	一般国道	一般国道	九・〇キロメートル	六・〇メートル	九・〇キロメートル	九・〇キロメートル	中部地方整備局及び同局紀宝維持出張所

○中国地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

(三)(二)(一)	区域	道路の線名	道路の種類	道路の延長	道路の幅員	道路の後変前別	道路の後変後別	(四) 図面縦覧場所
	島根県邑智郡邑南町矢上字馬雲台一一〇一番二から同町矢上字馬役市原一四四番一まで	一般国道九号	一般国道	二・八キロメートル	一一・二メートル	二・八キロメートル	二・八キロメートル	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○北海道開発局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

(三)(二)(一)	区域	道路の線名	道路の種類	道路の延長	道路の幅員	道路の後変前別	道路の後変後別	(四) 図面縦覧場所
	北海道富良野市西達布四線一番一から同市字西達布四線一七番一から同市字西達布四線一七八番一から同市字西達布四線一七四番一から同市字西達布四線一七二番一まで	一般国道二百十二号	一般国道	二・一キロメートル	一一・二メートル	二・一キロメートル	二・一キロメートル	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

農業実習演習林北海道大学富良野演習林附属小学校北b東一線小学校裏

区間	後変前別	延長	幅員	地先
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変前	四四・三キロメートル	六・〇メートル	四四七番地の一から四四七番地の一まで
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変後	四四・三キロメートル	六・〇メートル	四四七番地の一から四四七番地の一まで
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変前	五〇・二キロメートル	六・〇メートル	九二〇番地の一から九二〇番地の九まで
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変後	五〇・二キロメートル	六・〇メートル	九二〇番地の一から九二〇番地の五まで
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変前	二二・八キロメートル	六・〇メートル	七七四七番地五三一から七七四七番地五三二まで
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変後	二二・八キロメートル	六・〇メートル	七七四七番地五三一から七七四七番地五三二まで
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変前	〇〇・〇キロメートル	六・〇メートル	九九番地の一から九九番地の一まで
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変後	〇〇・〇キロメートル	六・〇メートル	九九番地の一から九九番地の一まで
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変前	九九・一キロメートル	六・〇メートル	二一五五番地の一から二一五五番地の一まで
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変後	九九・一キロメートル	六・〇メートル	二一五五番地の一から二一五五番地の一まで
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変前	五五・〇キロメートル	六・〇メートル	九九一番地の一から九九一番地の一まで
北b東一線小学校裏から北b東一線小学校裏まで	後変後	五五・〇キロメートル	六・〇メートル	九九一番地の一から九九一番地の一まで

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年６月14日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成25年３月21日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日産クリヒイティブサービス　榎本　昌志　神奈川県横浜市戸塚区上矢部町2384　国土交通大臣許可（般・特―24）第11476号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年３月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年６月14日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成25年３月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　旭シンクロテック株式会社　吉田　耕二　東京都港区芝１－３－８　国土交通大臣許可（般・特―21）第3554号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年３月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年６月14日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成25年３月29日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住友金属物流株式会社　宮坂　一郎　東京都中央区築地４－１－17　国土交通大臣許可（般・特―24）第13321号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業及び鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年３月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年６月14日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成25年３月29日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　飯田産業株式会社　飯田　義弘　茨城県古河市上大野2371―４　国土交通大臣許可（般―23）第10851号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年３月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年６月14日

関東地方整備局長　森北　佳昭